

東浦町家庭系ごみ減量化実施計画（案）に関する意見募集結果について

No.	意見等の趣旨	パブリック・コメントの意見等	町の考え方
1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・有料化導入後のポイ捨て対策について</li> <li>・ごみ処理有料化の財源の使途について</li> </ul>	<p>もえるごみ、もえないごみの有料化には反対です。</p> <p>有料化を実施した場合、ポイ捨てごみがいたずらに増えるだけだと思う。</p> <p>また、その財源で何をするのかわからない。</p>	<p>現在、ポイ捨てや不法投棄対策として町環境監視員によるパトロールを行っております。</p> <p>ポイ捨て、不法投棄対策としてパトロールを継続するとともにポイ捨て、不法投棄の防止についてPRしていきます。</p> <p>ごみの有料化をした場合にポイ捨て、不法投棄が増えた場合には、新たな対策を検討していきます。</p> <p>家庭系ごみ有料化に伴う手数料の収入は、ごみ処理と資源化に要する費用やごみ減量に関する施策の財源として活用する予定です。</p>
2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・紙ごみの資源化の必要性について</li> <li>・古紙回収業者の利用について</li> <li>・FAX用紙等の雑紙の資源化について</li> </ul>	<p>平常時に出されるもえるごみの中に、かなりの量の資源になる紙が混入している。</p> <p>この紙を資源に変えることが重要であると考えます。</p> <p>各家庭と事業所に、専用の紙箱を設</p>	<p>平常時に出されるもえるごみの中には、資源ごみとして出させていただく紙類等も含まれています。</p> <p>ごみの有料化の実施に関係なく、資源の分別排出の徹底を図っていきます。</p>

		<p>置し、資源ごみの回収日にそのまま回収をしてもらうことを提案する。</p> <p>回収方法としては、町の資源収集日に古紙業者に無料で回収を依頼する。</p> <p>また、新聞店が独自で回収している便が利用できれば、玄関先で受け取ってもらえるため、楽で良いと考える。</p> <p>なお、町のごみの出し方・分け方のガイドの中に紙類は袋に入れる記載にはなっていないが、小さい紙は袋に入れた方が集めやすい。</p> <p>もえるごみとして出すことのできるFAX用紙も古紙業者は、資源として回収できるとの返事を得ている。</p>	<p>古紙回収業者によるごみ収集日の無料回収については、資源として売却単価が低くなった場合や処理費が必要となった場合は回収してもらえなくことも予測されることから現状の方式で回収を行っていく予定です。なお、事業所のごみは事業者が適切に処理をする必要がありますのでごみステーションに出すことはできません。</p> <p>小さい紙については、紙と紙の間に挟むか、又は封筒等に入れてひもで十文字に縛り、資源として出すよう周知啓発を行ってまいります。ただし、袋については紙製以外のものは利用できません。</p> <p>なお、FAX用紙については、分類方法の検討を行います。</p>
3	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住民1人1人のごみ減量の努力の差を埋めるための施策の実施について</li> <li>・先進市町村で行っている施策の実施について</li> <li>・</li> </ul>	<p>ごみ処理の現状と課題に「生活系ごみは表1の数値から減少傾向ではありますが、住民1人1人のごみ減量の努力には差があると考えられます。</p> <p>(中略) 努力している住民の意識を削ぐリスクを含んでいると言うことがで</p>	<p>本町では、ごみの減量や資源化のため分別収集、生ごみ堆肥化用アスパの無料配布、剪定枝資源化のための粉碎機の無償貸出し、粗大ごみの有料化を行っています。また、最近では、自転車とベビーカーのリユース、廃食用油、</p>

		<p>きます。そのため、受益者負担の考え方を取り入れ、負担の公平性を図ることを検討する必要があります。」との記述があるが、まず、住民1人1人のごみ減量の努力の差を縮める施策の実施が先決であると考えます。</p> <p>「2 ごみ減量施策」にある先進市町村で行っている施策から本町で取り組めることを実施すべきである。</p> <p>それをやったうえで、受益者負担の考えを取り入れるべきではないか。</p> <p>具体的には、神奈川県川崎市の「チャレンジ生ごみダイエット」などの取り組みを参考としてほしい。</p>	<p>小型家電製品の資源化を行っています。</p> <p>今後は、さらにごみの減量、資源化のため分別排出の徹底や新たな取り組みとして食品ロスなどの対策を進めていきたいと考えています。</p> <p>なお、ごみ処理有料化については、ごみの減量化とともにごみの排出量に応じた住民負担の公平性を図るためにも必要と考えています。</p> <p>神奈川県川崎市の「チャレンジ生ごみダイエット」などの取り組みにつきましては、今後、参考とさせていただきます。</p>
4	<p>・高齢世帯や独居世帯を考慮した10ℓ～15ℓの町指定ごみ袋の新規作成について</p>	<p>現在のごみ袋の大きさは20ℓ、30ℓ、45ℓであり、有料化後もその大きさを継続するように思われる。</p> <p>今後、高齢者のみの世帯や独居世帯が増えることが予想されるため、10ℓ～15ℓの袋も設定してはどうか。</p>	<p>ごみの有料化に伴う指定ごみ袋の大きさ（容量）は現在検討中ですが、大きさ（容量）10ℓ～15ℓの指定ごみ袋については、すでにごみの有料化を実施している自治体での実例でもほとんど需要がないとのことですので作成する考えはありません。</p>

5	<ul style="list-style-type: none"> <li>現在の町指定ごみ袋の使用期限について</li> </ul>	<p>(6)に現行のごみ袋は周知期間(およそ1年間)後、可燃ごみには使用できないとあるが、既にたくさん購入したり、しまい忘れてあった袋が出てくることを考慮し、住民の負担軽減のため、使用期限は設けなくてもよいのではないか。</p>	<p>ごみの有料化実施後も現在の指定ごみ袋の使用期限を設けなかった場合には有料化前に現在の指定ごみ袋の買いだめにより、ごみの減量化に繋がらない恐れのあること、また、手数料納付の不公平が生じることが予測されることから有料化後は、現在の指定ごみ袋は、使用できないこととしています。</p> <p>現在の指定ごみ袋は、資源ごみのプラスチック容器包装や布を出していただく場合や東部知多クリーンセンターへ直接ごみを持ち込む場合にはごみ袋の指定はありませんので使用していただくことができます。</p>
6	<ul style="list-style-type: none"> <li>資源ごみの分別の徹底について</li> <li>資源ごみの買い取り制度の実施について</li> </ul>	<p>安易なる可燃ごみの有料化は、不法投棄を増長させ、環境を悪化させる恐れがある。</p> <p>それよりも、ごみに含まれるリサイクル資源を抽出することで、焼却ごみ、不燃ごみを減少させる意識付けが必要と思われます。</p> <p>まず、リサイクル資源はごみの一部であるという認識を払拭しなければな</p>	<p>不法投棄対策として、町環境監視員によるパトロールを行っており、不法投棄対策としてのPRも行っていきたいと考えています。</p> <p>資源ごみについては、排出の抑制や分別排出の周知は必要と考えています。</p> <p>資源ごみ等の表現については、今後の検討課題とさせていただきます。</p>

		<p>りません。</p> <p>「資源ごみ」、「紙ごみ」といったごみの付く言葉を用いないで、「再生紙の原料」、「鉄鋼の原料」といった資源であることが分かりやすい文言で表現すべきと思う。</p> <p>そのうえで、たとえ少額でもよいから、リサイクル資源を買い取るシステムが有効かと思われる。できれば、回収後の分別作業が少ない資源（より細かく正確に分別された資源）ほど高額にて買い取る仕組みにすれば、リサイクル資源の循環がスムーズに行われ、環境にやさしい社会の実現に一步近づけると考える。</p>	<p>また、リサイクル資源を買い取るシステムが有効であるのご意見ですが、現在も排出された資源ごみのうち、一部の品目については、排出量に応じて、「まちをきれいにする活動加算」として、各コミュニティの活動資金として交付しています。</p> <p>家庭系ごみの有料化導入後も現在の手法を継続していく予定であるため、個人の方から資源の買い取り等は、考えていません。</p>
7	<p>・ごみ処理有料化の導入時期の延長について</p>	<p>本計画においては、ごみ減量化の目的で平成31年4月より可燃ごみ処理有料化の開始を予定することとしている。しかしながら、「ごみ処理有料化でごみ減量」というのは短絡的であると考えます。</p> <p>東部知多衛生組合の新ごみ焼却施設建設のための基金の積み立てが存在し</p>	<p>本町では、ごみの減量に向けた資源回収品目の拡大、生ごみ堆肥化用アスパの配布など、ごみ減量に向けて、さまざまな施策に取り組んで参りました。</p> <p>また、今後においても町の広報紙やホームページを活用し、ごみ減量に関する啓発にも努めて参ります。</p>

		<p>なかったことは、ごみ処理有料化によって、その費用に充当させることが目的とも捉えられてしまいます。</p> <p>2年間で現在の20%削減が本来の目的であるならば、いきなり有料化するのではなく、2年間猶予期間としてこの目的を住民に周知し、2年間で現在の20%削減達成できなければ有料化する、と計画の変更をすることを提案します。</p>	<p>更なるごみの減量につきましては、分別の徹底や新たなごみ減量施策とともにごみ排出量に応じて、手数料を課すなど、負担の公平を図ることも必要であると考えます。</p> <p>なお、ごみ有料化実施時期につきましては、「東浦町家庭系ごみ減量化実施計画（案）」で東部知多衛生組合の新焼却施設の稼働に合わせた平成31年4月としていますが、今後、東浦町議会でごみ処理に対する手数料条例が可決されたうえでの実施となります。</p>
8	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ごみ処理有料化の対象拡大について</li> <li>・事業系ごみの取扱いについて</li> </ul>	<p>計画案自体は「家庭系」とのタイトルであるが、目的を読むと「ごみの減量化」、「住民負担の公平性の確保」及び「財政負担の軽減」と言う3点の大きな柱が挙げられている。</p> <p>この3点が目的であれば、「家庭系」に限る必要は無いのでは無いか。</p> <p>例えば町内には学校給食センターが設立されており、余った残菜は再利用される事が無く破棄されている。住民負担の公平性の確保や財政負担の軽減</p>	<p>現在、ごみ処理施設である東部知多クリーンセンターで1年間に焼却処理されている可燃ごみのうち、約8割が家庭から排出されたごみです。</p> <p>排出量の多くを占める「家庭系可燃ごみ」を優先的に減量していかなければならない状況から、今回の計画（案）は、対象を限定して作成いたしました。</p> <p>なお、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」では、事業活動に伴って生じたごみは、事業者の責任において、適</p>

		<p>と言う事が目的であれば、家庭系に限らず町内公的機関の排出するごみについても利用者への負担を求める必要があるのでは無いか。</p> <p>本件の計画案は家庭系という内容ではあるが、今後家庭系以外の公的機関におけるごみ削減や利用者の負担についても定める必要があると考える。公的機関のごみについても利用者に負担をさせる事で、本当の意味での公平性と財政負担の軽減に繋がるはずである。</p>	<p>正に処理しなければならないとされています。学校給食センターを始めとした公共施設のごみの減量、また民間事業者の事業系ごみの減量化も事業者へ働きかけをしていきます。</p> <p>なお、事業系ごみも東部知多クリーンセンターで処理を行っていますが、今後、事業系ごみ減量の一環として東部知多衛生組合においてクリーンセンター使用料の見直しを行っていく予定です。</p>
9	<p>・「東浦町パブリックコメント手続きに関する要綱」に沿ったパブリックコメントの実施について</p>	<p>「東浦町パブリックコメント手続きに関する要綱」（計画等の案の公表）第5条で「その概要（1）趣旨、目的及び背景」（2）考え方、（3）関連書類」の公表に努めるものとなります。</p> <p>今回の「東浦町家庭系ごみ減量化実施計画（案）」のまとめを見ますと、要綱に基づいた内容になっていないと認識しました。</p> <p>要綱に基づいた項目内容であるの</p>	<p>東浦町パブリック・コメント手続きに関する要綱の第5条に沿って、（1）計画案を作成した趣旨、目的及び背景、（2）計画等の案を立案する際に整理した実施機関の考え方については、町ホームページ上に掲載させていただいています。</p> <p>また、計画の概要については、計画冒頭の「はじめに」に記載をしていましたが、今後は「概要」という表記で取りまとめを行うこととします。</p>

		<p>は、「目的」のみで、「概要・趣旨・背景」はありません。</p> <p>関連書類は随所にあります。外部リンク先の添付ファイルを見るための工夫もないように感じます。「考え方」は、あるようでないようで「ふわっと」した感じです。</p> <p>①「東浦町パブリックコメント手続きに関する要綱」第5条その概要（1）趣旨、目的及び背景（2）考え方（3）関連書類」に基づいた、内容に仕上がったのか質問します。私は、「東浦町パブリックコメント手続きに関する要綱」に沿った、町民にわかり易い内容とすることを期待します。</p> <p>②第2回環境審議会（8月7日）会議録9ページ、質問3で「要綱に沿った実施を期待する。」に対する事務局の回答は「パブリックコメントの手続きをする際に注意して行う」とありますが、期待に沿った内容とは思えない気分です。</p>	<p>なお、関連書類に関しましては、環境省「一般廃棄物処理有料化の手引き」のURLを記載しています。</p> <p>①、②につきましても、上記のとおりです。</p>
--	--	---	--

10	<p>・計画冒頭にある計画の趣旨等に関する記載について</p>	<p>表紙をめくった次の頁に「はじめに」とあります。</p> <p>この内容は、大幅に修正されました。修正前にあった「東部知多衛生組合」の「ごみ減量化会議」を設け平成29年1月に、ごみ減量化会議報告書を作成し2市2町の首長に報告・提案しました。とありましたが「新」では、「文章自体が不要であると判断し削除」されました。</p> <p>①「ごみ減量化会議」作成の「ごみ減量化会議報告書」の内容は、審議会委員として知る必要性を感じています。非公表ですか。次の第3回審議会資料添付をすることを意見とします。</p> <p>②今回「紙オムツ」の無料化について検討課題となっていますが、方法論としては、2市2町で統一することが、望ましいと感じています。</p>	<p>東部知多衛生組合構成市町ごみ減量化会議報告書は、各市町の首長に対し提言されたもので、それを踏まえて作られたものが「東浦町家庭系ごみ減量化実施計画（案）」です。</p> <p>そのため、次回の第3回環境審議会において、「東部知多衛生組合構成市町ごみ減量化会議報告書」を資料配布する予定はございません。</p> <p>また、「紙オムツ」の排出方法については、2市2町で統一することが望ましいとのご意見については、2市2町で情報交換は行っています。</p> <p>本町では、紙オムツについては、中が見える透明または半透明のレジ袋などに入れていただき、袋にマジックなどで「紙オムツ」と記載し有料となる可燃ごみと区別してごみステーションに出してもらおう方法を考えています。</p>
----	---------------------------------	---	--

11	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 東部知多クリーンセンターへの直接搬入時の町指定ごみ袋の再利用について</li> <li>・ ごみ袋手数料、東部知多クリーンセンター使用料について</li> </ul>	<p>第2回環境審議会（8月7日）会議録3ページ質問6で「ごみを東部知多クリーンセンターへ直接持ち込み、中身」ごみを東部知多クリーンセンターへ直接持ち込み、中身のみをピットに入れ、ごみ袋の再利用をする。「持込み制度」の創設を意見とします。</p> <p>①「持込み制度」の創設に対する回答は、ごみ減量が目的であり直接搬入を推奨するものでないため割引などの措置は考えていないとあります。ごみ減量が目的なら再利用すれば、ごみは確実に減ります。</p> <p>②現在でもごみ袋の再利用のためごみ袋の持ち帰りは可能であるとあります。現状の制度をそのままにした「持込み制度」では「ごみ袋+手数料+使用料」となり使用する人はいません。「手数料と使用料」をダブル徴収する制度の見直しを意見とします。</p>	<p>東部知多クリーンセンターへのごみの直接搬入の際、中身のみをピットに入れ、ごみ袋を再利用することは、現在の制度でも行えますので、個人の判断で行っていただいています。しかし、持込み制度というものについては考えていません。</p> <p>また、東部知多クリーンセンターへの直接搬入については、指定ごみ袋の使用を指定していませんので「手数料と使用料」をダブルで徴収する制度ではありません。</p>
----	--	--	---

12	<p>・パブリック・コメント実施に関する関連資料の公表について</p>	<p>東浦町HP：ごみ処理有料化を含めた「東浦町家庭系ごみ減量化実施計画(案)」関連ファイルは、東浦町関連のみでなく、国や関連先の参考にした資料も関連ファイルとしてください。</p> <p>環境省「一般廃棄物処理有料化の手引き」・東部知多衛生組合「ごみ減量化会議報告書」も対象と考えます。</p>	<p>「東浦町家庭系ごみ減量化実施計画(案)」において環境省「一般廃棄物処理有料化の手引き」のURLを記載しています。なお、「東部知多衛生組合構成市町ごみ減量化会議報告書」については、構成市町の首長へ有料化の検討を提言されたものでパブリック・コメントの関連資料として公表の予定はありません。</p>
----	-------------------------------------	--	---